明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・原子力規制委一）　一
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委四）　一
〔規　則〕
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第三条の二の規定に基づく測定設備を定める告示の一部を改正する告示（原子力規制委四）　二
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公表する件（同五）　七
〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一二三〇）　三
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第三条の二の規定に基づく測定設備を定める告示の一部を改正する告示（原子力規制委四）　三
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公表する件（同五）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

府令・省令

○内閣府・原子力規制委員会規則第一号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第七条第一項及び第十一条第二項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成二十四年文部科学省経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七条第一号ハ及びヘ」を「第七条第一号ハ及びト」に改める。

第四条第二項中「第七条第一号イからハまで及びヘ」を「第七条第一号イからハまで並びにヘ及びト」に改め、同条第三項中「第七条第一号イからニまで及びヘ」を「第七条第一号イからニまで並びにヘ及びト」に、「第七条第一号チ」を「第七条第一号リ」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第四号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十条第一項及び第十五条第一項第二号並びに原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第二項及び第四項第五号並びに第六条第四項第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年五月十八日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「第二条第三号ロ」を「第二条第三号ロ及びハ」に改め、同項第三号中「第二条第三号ハ」を「第二条第三号ニ」に改め、同項第四号中「第二条第三号ニ」を「第二条第三号ホ」に改め、同項第五号中「第二条第三号ホ」を「第二条第三号ヘ」に改め、同項第六号中「第二条第三号ヘ」を「第二条第三号ト」に改める。